

ゆざわまち

議会だより

苗場の秋に燃える紅葉



苗場ドラゴンドラより平標山を望む (2008.10.13)

あなたの声を市政に!!

- 町長行政報告..... 2P
- 平成19年度一般会計・特別会計・企業会計を認定... 3P
- 平成19年度決算審査特別委員会審査報告..... 4P
- 平成20年度一般会計・特別会計補正予算..... 7P
- 常任委員会報告.....9P
- 一般質問..... 13P
- この人に会いました/編集後記.....20P

第 91 号

平成20年10月26日発行
新潟県 湯沢町議会
発行責任者 高野 榮 司
〒949-6192 新潟県南魚沼郡
湯沢町大字神立300番地
TEL. 025-784-3115
印刷：カクチョウ印刷㈱

町長行政報告



湯沢町長 上村清隆

先般2009年トキメキ新潟国体の炬火採火式が山古志闘牛場で行われました。湯沢町での採火式は、来年1月17日のキャンドルライブ・メイン会場において行います。国体冬季大会の成功に向け、町民皆様のご協力をお願いいたします。

旧ノリタ光学跡地ですが、平成7年に、これを取得することは町にとって有意義であり将来の夢を買うものとして競売取得した経緯があります。しかしご承知のとおりこの土地の一部が

汚染されており、処理に多額の費用を要することから、利用目的のない状況での町単独での処理は難しく、活用されないまま現在に至っております。

私は就任以来、何とかこの土地を利用できないものかと考えてまいりましたが、このたび最先端癌治療施設の建設という話が持ち上がり、この土地の利活用が現実味を帯びてまいりました。低迷する観光産業の活性化と新たな町おこしの観点から、何としても成功させたい企業誘致であります。今後とも皆様のご理解をいただき、仮称「越後湯沢国際粒子線癌治療研究センター」の建設誘致に向け努力していく所存であります。

このたび湯沢町と新潟県そして魚沼市、南魚沼市が共同で「魚

沼地域地方税特別徴収対策チーム」を設立することになりました。事務室は南魚沼地域振興局県税部内に置かれ、差押え等の滞納処分を含む徴税事務を協力して行う組織です。これにより、納税の公平と自主財源確保に努めてまいります。

昨年11月教育委員会に諮問した「少子化に対応した湯沢町の今後の教育と湯沢中学校の校舎建替えについて」の進捗状況は、9月末に町長あて答申をいただくことになっており、今後それを受け町としての方向を決めていくこととしていきます。

今夏のイベントとしては、湯沢フィールド音楽祭に3500人、第10

回となったフジロックフェスティバルには、11万9千人の来場者を迎えました。いずれも湯沢の夏の音楽イベントとして、地域やボランティアの皆様と協力し定着していることは喜ばしいことであります。



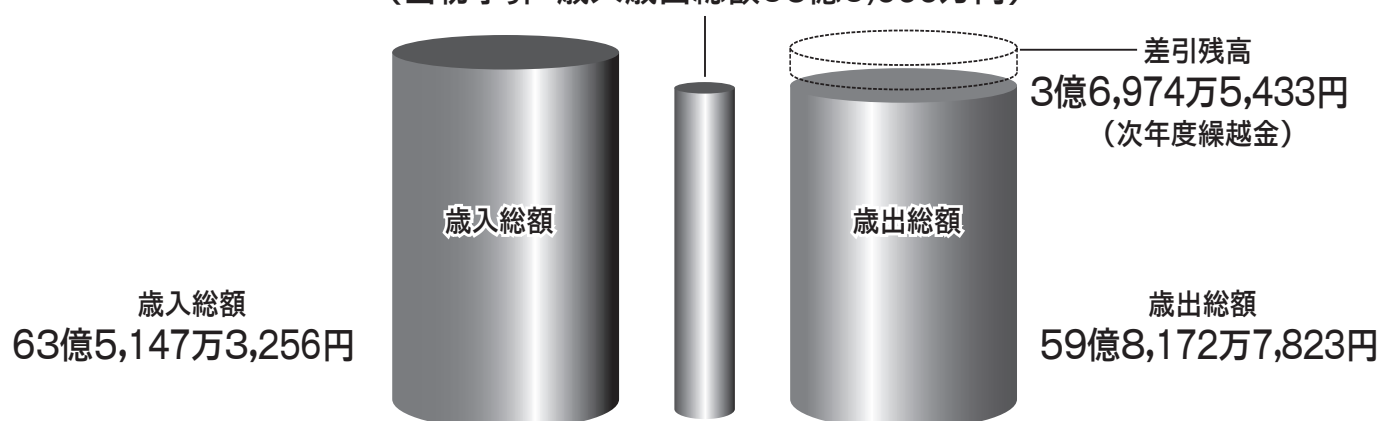
第6回湯沢フィールド音楽祭(加山キャプテンコーストスキー場)

平成19年度 一般会計・特別会計・企業会計を認定

平成19年度一般会計歳入歳出決算

賛成多数で認定

(当初予算 歳入歳出総額60億6,000万円)



平成19年度特別会計歳入歳出決算

国民健康保険会計 収入 11億2,214万1,115円
賛成全員で認定 支出 10億5,939万5,287円

介護保険会計 収入 6億7,807万7,563円
賛成全員で認定 支出 6億5,219万9,521円

老人保健会計 収入 7億3,624万8,017円
賛成全員で認定 支出 7億3,612万7,011円

下水道会計 収入 11億844万895円
賛成全員で認定 支出 10億1,734万1,564円

観光事業清算会計 収入 1億2,028万891円
賛成全員で認定 支出 1億2,028万891円

平成19年度企業会計歳入歳出決算

水道事業会計 賛成全員で認定

(1) 収益的收入及び支出

事業収益 4億1,711万7,313円
事業費用 3億8,639万1,899円
当年度純利益 2,680万7,034円(税抜)

(2) 資本的收入及び支出

収入 5,473万1,000円
支出 1億8,479万5,053円

*資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金等で補填した。

病院事業会計 賛成多数で認定

(1) 収益的收入及び支出

事業収益 9億7,332万3,742円
事業費用 10億3,435万8,778円
当年度純損失 6,112万6,755円(税抜)

(2) 資本的收入及び支出

収入 0円
支出 2,714万4,120円

*資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補填した。

平成19年度

決算審査特別委員会審査報告

委員長 柿崎 直治

平成19年度決算審査特別委員会は16日から4日間にわたる慎重審議の結果、一般会計、特別会計、事業会計の全会計とも賛成全員又は賛成多数で認定しました。各会計における主だった質疑の内容を以下に記します。

会計課

Q：ツナギ地域の開発時には源泉井戸を購入して利用していない。いくらで購入しているのか。

A：調査して報告する。

総務課

Q：町民満足を目指すプロジェクト活動支援に3年間500万円の研修費が計上される。また政策立案の研修を受けても活かせる体制はできているのか。

A：研修を受けるだけでは効果はない。提言を受けた中で実際の姿を見て検証をする必要があると思う。

Q：財政健全化比率の湯沢町の数値は県内でも飛び

いる。決算期は町と異なるがこれからも議会に報告したい。

税務課

Q：固定資産税の現年課税分の徴収率94・7%の内、大臣配分の大規模償却資産を除いた徴収率は。

A：償却資産分14億6千645万円のうち大規模償却分13億972万円を除いた数値は91・8%です。

Q：固定資産税の次の評価替年度と土地については、下落が続いているが評価替の見通しは。

A：次の評価替えは21年1月1日になる。この年度は更に税収が落ち込むと推測される。

Q：入湯税を100%納入していない団体、集合体、組合が町にしているのか。また、未納対策として業界団体等に納付の協力を求めることは出来ないか。

A：入湯税の滞納者が町内に2件、同じ団体に属している。団体に納付の協

力を求める事は困難である。

教育課

Q：奨学金の未済額247万円の内訳、件数並びに原因そして対応策は。

A：滞納内訳は7人の内、現年度6人、過年度3人の延べ9人、額で247万7千円の内173万円が過年度分と多い。滞納者には分納を勧めている。

Q：民俗資料館「雪国館」の運営に昨年指定管理者制度の条例を改正した。来館者が落ち込んでいる現在、効率的な運営ができる可能性があるのでに何故行わないのか。

A：指定管理者制度の条例を作ったものの施設の特殊性、収支状況から指定管理者に参加する人がいるかどうか疑問である。

Q：奨学金について、大学4年間でいくら借りるのか、利率、借入者は誰か、そして保証人は。

A：大学生は月額5万円の計240万円で無利子、本人

が借入れ、保証人は両親等・町内在住者2名の保証人が必要である。

Q：土樽と湯沢婦人会への補助金が減額されている。活動している団体に何故手厚く補助してやれないのか。

A：補助金交付規程に基づき、最小限にとどめ、補助した。

地域整備課

Q：交通安全施設の中で、ガードレールの色を白から周辺環境に合う色に変えている。統一感をもたせるためにも県道のガードレールも変えるよう要請できないか。

A：環境に配慮した色になるよう県に町の条例を提示して働きかける。既設のガードレールには色を塗り替えるなどして経費の節減に努めている。

Q：中央公園の設計委託は、今年度施工のものか。

A：レジャープールの道路を挟んだ今年度の公園整備事業の分である。

●下水道特別会計

Q: デイスポーザの導入か、バイオマスタウン構想か、どちらを優先するのか。

A: ゴミの減量化と資源の有効活用を如何に図るか、行政としてどうあるべきか経済効果などこの構想を更に精査する必要がある。

●水道事業会計

Q: 平成12年度の中期見直し時に3年後には見直しをしなければならないと明記し、今日に至っている。使用量が下げ止まらない中で料金の見直し時期が来ているのではないか。

A: 有収水量が減ってきているが、人件費の削減から黒字になっている。今後下水道の料金改定を考えている。

Q: 下水道料金の見直し理由は、処理場の機械の取替か、それとも現実の収支のバランスからなのか。

A: 下水道料金は平成元年

の供用開始以来行っていないし、全国的にみても安い。一般会計から7億円の繰り入れが行われている中で、利用者から自分の負担はやむを得ないと考えている。

健康福祉課

Q: 高齢化率が27・97%になっているが、これからピークを迎える。今後の高齢化率の推計は。

A: 介護保険事業計画の中で平成27年度まで人口推計をしている。

Q: 社協の運営費の補助金2千700万円、職員4名分と説明しているが誰の分なのか。

A: 職員4名分の給料の一部と、身体障がい者の助成、高齢者支援事業、委託事業を含めている。昨年度は3千万円。年々減らしている。

●国民健康保険特別会計

Q: 年2回開かれる国保運営協議会のメンバー構成は、執行部案を単にお墨

付きを頂くだけの会議ではないか。会議の内容を訊かせてほしい。

A: メンバーは被保険者代表3名、広域的な方3名、医療関係者3名の計9名で構成、6月の税率決定、2月の次年度予算内容と当年度決算を審議、繰入金、基金の運用、繰入金を基に税率決定をしている。委員には2期4年の方が多く、内容も熟知していて適切な意見が多いと感じている。

●介護保険特別会計

Q: 18年度から新予防給付という新しい制度ができ介護サービスのやり方が変わった。19年度から運用されて何が変わったか、どのように予防効果が見れたか。

A: 予防給付と介護給付は同じサービスで提供されていたが18年度の見直しから要介護から要支援1・2に分けられ、サービスが月単位の方法に変わった。要介護と変わら

ないサービスを受けていた方が見直しによって、必要のないベットと車椅子のサービスがなくなつた。予防効果については追跡調査をしていないのでわからない。

●病院事業会計

Q: 整形外科医の確保はどう進んでいるか。

A: 整形外科医の常勤化を開設以来要望しているが依然と困難な状況である。

町民課

Q: 電気式生ゴミ処理機の普及はゴミの減量化と堆肥化に有効である。普及の方法と現状はどうなっているのか。

A: 組合に補助して普及に努めているが、さらに広報などを通じて普及に努めたい。

Q: 学童保育の利用状況は。

A: 児童クラブの通園状況は今年度で土樽小学校1名、三俣小学校1名、神

立小学校9名、湯沢小学校12名の計23名、そのうち送迎は土樽、三俣各1名となっています。

産業観光課

Q: 観光周遊バス運行費124万円のうち、99万3千円の負担となっているが、2、3年前からみると減っている。どう按分して算出しているのか。

A: 湯沢温泉旅館組合が15万円12・1%、フィッシングパークが10万円8・06%、都市施設公社が1万5千円1・21%、スノーリゾートが3万円2・42%となっている。乗車割合から各施設と協議して決めている。

Q: 新潟スノーファンクラブの負担金と運営は。

A: 14市町村が加盟、湯沢町300万円、南魚沼市120万3千円、妙高市109万円、他計635万4千円、県が650万円を負担して運営している。

平成19年度

決算審査報告

代表監査委員 高橋 昌也

一般会計・特別会計

1、審査の総括

審査に付された平成19年度一般会計及び国民健康保険、老人保健、介護保険、下水道の四特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、数値は帳票と符合し、正確であると認められました。

2、審査の概要

平成19年度の実質収支比率（赤字団体であるかどうかを判断するもの）は6.7%であり、安定した数値を示しています。

次に財政の健全性を示す指標である経常収支比率については、83.6%であり、財政構造の弾力性は引き続き保持されていると認められます。

また、当町における公債費負担比率は3.7%となり、前年度より0.2ポイント減少しました。以上財政分析の結果、財政の健全性、弾力性については標準以上であると判断されます。

3、審査に基づく意見

次に地方公共団体の運営の目的は地域住民の福祉の向上を図ることであり、町財政が漸減する中、財政運営の一層の効率化と最小の経費で最大の効果を挙げるといふ財政基本原則の確認及び観光産業を中心とした景気浮揚の諸施策が実施されなければなりません。これらの実現に向け、後期基本計画に則り、今後とも新しい時代にはばたく活力ある湯沢町を目指してほしいと願うものであります。次に町税の滞納について言及しなければなりません。町税収入が年々減少する中で滞納額が急増し、町政運営への支障が憂慮されるところであります。町税収納については、税

務課職員、及び徴収嘱託員だけに任することなく、役場職員一人ひとりが現状を強く認識し、一丸となって滞納処理に当たることを望みます。もって収納率の向上と適正かつ公平な税務運営を期待するものであります。

企業会計

1、審査の対象

水道事業・病院事業

2、審査の方法

審査に付された各事業の決算書類が法令の規定により作成されているか、計数は正確であるか、数値を帳票と照合、さらに執行手続は適法か、関係書類により調査しました。

その上で事業全体をとおり、企業としての経済性が発揮され、公共の福祉の増進が図られたかを審査しました。

3、審査の結果

各事業の決算は、いずれも法令に基づいて作成されており、計数は正確であり、その内容及び予算執行状況についても、概ね予算の定めに従って執行されている

と認められました。

4、審査の概要

○水道事業

有収水量が今年度も減少を続け、油断を許さない状況にあり、経営の根本となる給水収益の今後大幅な増加が見込めないことは、大きな不安要素であります。

○病院事業

本事業会計は、医療収益の全額を指定管理者制度を導入したことに伴う交付金として、他の費用分と経営健全化交付金が資金不足になることは避けられず、そのため平成19年度決算では1億3千万円を一般会計から繰入れたものです。現行の指定管理者としての契約上ではこのような決算となることはやむを得ないものと思われ、今後とも地域医療の核として「地域に信頼される、かかりつけ病院」の構築に務められ、各種健診、人間ドック等の活動を積極的に行いながら、本事業会計の経営の安定、向上に努力されるよう期待するものです。

財政健全化判断比率

19年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において指標が設けられ、比率の公表が適用されました。

1、普通会計

①実質赤字比率（基準14.97）

・赤字比率は収支が黒字となっており発生しない。

②連結実質赤字比率（基準19.97）

・赤字比率は収支が黒字となっており発生しない。

③実質公債費比率（基準25.00）

・公債費比率は8.6となっており良い状況です。

④将来負担比率（基準350.00）

・負担比率は15.8となっており良い状況です。

2、事業会計

①資金不足比率（基準20.00）

・水道事業会計、病院事業会計とも資金不足比率は発生していないため、良い状況です。

一般会計補正予算審査特別委員会報告

委員長
半澤利貞

平成20年度 一般会計補正予算 (第5号) について

【歳入歳出予算の補正】

賛成全員で可決

予算の総額に歳入歳出それぞれ90,960千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,214,632千円とする。

歳入の主たるものは、温水健康体操教室参加者負担金792千円増、繰入金＝財政調整基金63,856千円など。
歳出の主たるものは、魚野川床固工返還補償料等36,800千円、老人保護施設(魚沼荘)措置費2,273千円増、
三国小学校屋上防水シート張替工事3,707千円増、老人保健特別会計繰出金4,888千円増など。

平成20年度 特別会計補正予算

平成20年度 国民健康保険特別会 計補正予算(第1号)

既定の歳入歳出予算に7,072万4千円を追加し、
総額を10億5,472万4千円とするもの。
3月の予算作成時に確定できなかった国庫負担金、
補助金の額の確定による。

賛成全員で可決

平成20年度 老人保健特別会 計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ636万3千円を追加し、
予算総額9,988万9千円とするもの。
19年度分の歳入、歳出の額の決定に伴う修正。

賛成全員で可決

平成20年度 介護保険特別会 計補正予算(第1号)

既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,484万2千円を
追加し、総額6億8,134万4千円とするもの。
国県の支出金の確定により、その差を調整した。

賛成全員で可決

平成20年度 病院事業会 計補正予算(第3号)

利用料金制への意向により発生する清算業務に伴い、
収益的収入及び支出の補正を行うもの。
収益的収入の総額に95万9千円を追加し1億2,850万円とし、
支出の総額に190万1千円を追加し、1億8,936万5千円とするもの。

賛成多数で可決

平成20年度 下水道特別会 計補正予算(第2号)

歳入歳出予算にそれぞれ5,110万円を追加し、
歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,663万1千円
とするもの。歳出の主なものは、下水道施設改修基金に4,180万円(基
金残高は2億2,931万3,604円)、公共処理場光熱費に270万円、
特環処理場光熱費160万円など。

賛成全員で可決

平成20年度 水道事業会 計補正予算(第3号)

資本的支出で上水道施設整備費800万円を、
簡易水道費施設整備費に同額を振替、西土樽毛渡沢
水源水管橋改修にあてるもの。

賛成全員で可決

契約・条例・請願・陳情・発議・その他

条例

○湯沢町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

賛成全員 可決

○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

賛成全員 可決

○旭原花の郷体験交流施設条例の一部を改正する条例の制定について

賛成全員 可決

○湯沢町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について

賛成全員 可決

請願

○郵政三事業が一体化の

サービスとして運営されるべく必要な措置を講じることを求める請願

賛成全員 採択

○介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願

賛成全員 採択

○国土交通省の地方出先機関の存続に関する請願

賛成全員 採択

陳情

○「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求める陳情

賛成全員 採択

○子どもたちが学費を心配せずに私立高校で学べるようにするために、公費（私学助成）の増額・拡

充を求める意見書の採択に関する陳情

賛成全員 採択

発議

○道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書

賛成全員 可決

○湯沢町議会議規則の一部を改正する規則の制定について

賛成全員 可決

○湯沢町議会全員協議会規定の制定について

賛成全員 可決

○郵政民営化法の見直しに関する意見書

賛成全員 可決

○地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書

賛成全員 可決

○子どもたちが学費を心配せずに私立高校で学べるようにするために私学助成

の増額・拡充を求める意見書

賛成全員 可決

○介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書

賛成全員 可決

○国土交通省の地方出先機関の存続に関する意見書

賛成全員 可決

その他

○南魚沼地域土地開発公社湯沢事務所経営状況の報

告について

承認

○湯沢都市施設公社経営状況の報告について

承認

○南魚沼地域土地開発公社の定款の変更について

賛成全員 可決

○教育委員会委員の任命の同意について

賛成全員 同意

池田博子氏（三候）

任期…平成20年11月27日

より4カ年



総務文教常任委員会報告

閉会中の委員会調査

平成20年8月18日

1. 平成20年度町税の課税状況についての調査

7月末現在の収納状況は、町税全体で前年同時期より0・5%落ちているが、国保税を加えた総合計では前年と同じである。予算計上額との対比は、個人町民税では総所得が下がったことから97%程度、町税全体では99・9%であり、予算計上額は確保できる見込みである。

2. 平成20年度小中学校の運営計画についての調査

「知、徳、体の取れた児童生徒の育成」、「児童生徒の資質能力を十分に働かせ個性を伸ばす」、「保護者地域との連携による信頼される学校」を運営理念の下、教育目標を「意欲的に学び心豊かな、明るく健康な児童生徒の育成」と定め、「学力の向上」、「豊かな心の育成」、「いじめ、不登校に対

応する指導の充実」、「体力の向上」を取り組み目標として各小学校間の連携、交流を進めるとし、今年度の重点目標を「基礎学力の向上」、「道徳教育の推進」、「開かれた学校づくりの推進」としている。

開会中の委員会審査

平成20年9月11日

●議案第44号

南魚沼地域土地開発公社の定款の変更について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

関係法律の施行に伴い、公有地拡大の推進に関する法律の一部が改正され、監事の職務が定められ、キャッシュフロー計算書の作成が義務付けられたことによる定款の変更である。

●議案第45号

湯沢町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

認可団体の代表者の選任規定の根拠が、民法から地方自治法に移行したことによる改正である。

●議案第47号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

地方自治法の一部改正が9月1日に施行されたことによる、関係4条例の改正である。

「湯沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「湯沢町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「湯沢町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」、「湯沢町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」

●請願第7号

郵政3事業が一体化のサービスとして運営されるべく必要な措置を講じること

■審査の結果

「賛成全員で採択すべきものと決定」

郵政、預金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供されるよう、国に法的な見直しを求める意見書を提出して欲しいという浅貝、二居町内会長からの請願である。

◎主な質疑

Q：地域で現在具体的な不便が生じているか。

A：今は出ていないが、将来的には不便が生じることとなる。地域郵便局の存続が必要である。

●陳情第9号

「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政制度を政府等に求める意見書」の採択を求める陳情

■審査の結果

「賛成全員で採択すべきものと決定」

被害情報の集約体制を強化し、苦情相談が適切に処理できる法制度の整備と地方消費者行政の体制強化のための財政措置を国に求める陳情である。

◎主な意見

南魚沼市には消費生活センターがあり、成果を上げている。湯沢にも窓口が必要である。

●陳情第10号

子供達が学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、公費（私学助成）の増額、拡充を求める意見書の採択に関する陳情

■審査の結果

「賛成全員で採択すべきものと決定」

私立高校が公教育に果たしている役割を理解し、私の格差是正に努力することとを求める意見書を国及び県に提出することを求める陳情である。

厚生福祉常任委員会報告

閉会中の委員会調査

平成20年8月18日

1. 介護保険の運営について

「介護保険事業計画第4期」計画策定の進捗状況、特別養護老人ホーム「ゆのさと園」の待機者の状況、各施設の介護職員の待遇等について報告を受け審議。

2. 後期高齢者医療制度の運営について

保険料の口座振替の範囲と状況、新たな保険料軽減措置について等の報告を受け審議。

開会中の委員会審査

平成20年9月11日

●議案第49号

平成20年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

●議案第54号
平成20年度病院事業会計補正予算(第3号)について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

利用料金制(患者負担の医療費が、役場を通さず指定管理者としての病院に直接支払われるようになること)への移行により発生する清算事務に伴い、収益的支出及び収入の補正を行うもの。

●請願第8号

介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願(紹介議員・南雲和夫)

■審査の結果

「賛成全員で、採択すべきものと決定」

介護労働者の処遇が悪いために大量の離職者を生み、ひいてはそれが介護保険制度を揺るがしている。介護報酬を引き上げ、介護労働者の処遇改善と人材を確保する必要がある。

産業建設常任委員会報告

開会中の委員会調査

平成20年9月12日

●議案第46号

旭原花の郷体験交流施設条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

旭原花の郷体験交流施設の手続きに関し、指定管理者制度に移行するための条例の変更。現在は物品販売ができないが県と協議して、地域の産物などは販売できる。

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

●議案第64号

湯沢町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

平成19年の都市計画法の改正から、都市計画用途地域の白地地域内では、1万平米を超えた店舗、アミューズメントなどの大規模集客施設は地区計画を定め、都市計画決定しない限り建物の建築ができなくなる。

●議案第52号

平成20年度下水道特別会計補正予算(第2号)について

■審査の結果

「賛成全員で可決すべきものと決定」

歳入歳出にそれぞれ5千110万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ13億2千663万1千円とする。

歳出は、下水道施設改修基金4千180万円(基金残高2億2千931万3千604円)、特環処理場光熱水費160万円、公共処理場光熱水費270万円などでした。

●議案第53号

平成20年度水道事業会計

■審査の結果

資本的支出で上水道施設

● 発議第21号

■審査の結果

道路特定財源が一般財源

●請願第6号

■ 審査の結果

11

議員表決結果報告 平成20年9月定例議会

提出者	議案名	採決結果	南雲正	南雲和夫	今村定一	師田保	田村正幸	田村計久	森下昌次	佐藤守正	柿崎直治	半澤利貞	高橋博幸
町長提出	教育委員会委員の任命について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成20年度一般会計補正予算(第4号)について	可	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
	南魚沼地域土地開発公社の定款の変更について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	旭原花の郷体験交流施設条例の一部を改正する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成20年度一般会計補正予算(第5号)について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成20年度介護保険特別会計補正予算(第1号)について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成20年度下水道特別会計補正予算(第2号)について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成20年度水道事業会計補正予算(第3号)について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成20年度病院事業会計補正予算(第3号)について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
	平成19年度一般会計歳入歳出決算について	可	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	平成19年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成19年度老人保健特別会計歳入歳出決算について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成19年度介護保険特別会計歳入歳出決算について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成19年度下水道特別会計歳入歳出決算について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成19年度観光事業清算特別会計歳入歳出決算について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成19年度水道事業会計決算について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成19年度病院事業会計決算について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
請願等	国土交通省の地方出先機関の存続に関する請願	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	郵政三事業が一体化のサービスとして運営されるべき必要な措置を講じを求める請願	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求める陳情	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議会提出	湯沢町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湯沢町議会全員協議会規程の制定について	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路特定財源の一般財源化に伴い地方の道路予算確保に関する意見書	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	郵政民営化法の見直しに関する意見書	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために私学助成の増額・拡充を求める意見書	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	国土交通省の地方出先機関の存続に関する意見書	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

・表決結果の記載方法(議員個々の賛否：賛成＝○・反対＝×・欠席＝欠)：議長は表決に参加できませんが、可否同数の場合は裁決できます。
 ・採決結果の記載方法(可＝賛成多数で可決・採択等の場合：否＝賛成少数で否決・不採択等の場合)



田村 計久

湯沢中学校の建設と 町立小学校の統合について

質問

湯沢中学校はいつ建設するのか

平成9年度に危険校舎として認定されて既に11年、建て替えが急がれるが、建設時期と、建設費用はどのくらいか。

教育長答弁

中学校建て替えは遅くとも平成25年3月末までに建設したい。

建設費用は22億〜25億円で現在約4億円の基金がある。

建設検討委員会からの提案を基に内容を決定したい。

質問

湯沢町立小学校の統合について

湯沢町議会でも特別委員会を設置しこの問題を含め検討に入った。昨年6月の答弁後どのような議論が教育委員会でされたか。

教育長答弁

現段階では早急に結論の出る問題でないが集団活動のできる学習環境の整備は必要である。

小規模校の段階的な統合が最初の検討になるであろう。

質問

建設検討委員会の答申にあるように、小学校の統合は小中一貫教育の問題と合せ、今後の湯沢の子供達の教育を考え、町の財政問題と合せ統廃合について、町の方角を示すべきではないか。

教育長答弁

中学校建設と小学校の統廃合は切り離して考えたい。

しかし検討委員会の答申にあるように将来はするべきとある。

小規模校については現状説明会をしていく。

質問

保育所の今後について

少子化で各保育所の定員

割れが進んでいる。幼稚園化の問題と合せ、一部を統合するべきだが町長の考えは。

町長答弁

少子化が進むなか効率的な運営のために統合は避けて通れない。保育園に幼稚園機能を持たせた保育事業を今後も進めていくが統合については検討委員会や地域の意見を調査する。教育委員会の答申と合せ結論を出したい。

質問

湯沢高校の跡地について

町の文教地区として、保育園、小学校、中学校を集めるために購入すべきとの意見があるが、小学校、保育園は先の方針が出ていない。必要のない土地の購入はやめるべきで、近々県に土地購入の返事をするにはどのような判断基準でするか。

町長答弁

小学校の統合、小中学校の統合の基本方針を決定し整備計画のなかで必要な部分だけが購入できれば理想である。

教育委員会の決定を待つて県と交渉するが今、町の財政では跡地を買って、校舎を解体し新校舎を建てる余力はないと思う。



中学校舎建て替えはいつ方針を決定するのか



佐藤 守正

町民の生活の向上を意識した町税の使い方

質問

町の調達は、町民の生活福祉、労働条件の改善向上をも意識したやり方でやるべきである。

町は税金を使って仕事を発注するわけだから、町民の生活や福祉、労働条件を向上させるという町政の目標を、公の契約を結ぶときも追求すべきである。

町長答弁

来年度は見積りを取る際に、最低賃金や退職金組合への加入状況などの労働条件もチェックをしながら選定していきたい。

質問

在宅介護の切り捨てではないのか

17年度には8044件あった訪問介護の件数が、18年度には7836件、19年度は6947件になっている。なぜ減っているのかを伺う。介護保険法の改定で新予防給付という制度ができて以来、同居家族がいる場合は在宅介護サービスは受けられないなどという給付の制限が出てきたがそのためではないのか。

町長答弁

減少の原因は介護認定者の重度化、さらに病院や施設への入所者の増加のためである。また、以前は居宅

一般質問

質問

でホームヘルパーの支援で入浴・排泄・食事等の介護を受ける人が主であったが、今はデイサービス・ショートステイを利用する人が多くなったためでもある。

国の療養病床削減の方針に対する町の対応を伺う

特別養護老人ホームにはなかなか入れない状況の中で、湯沢町保健医療センターの療養病床の果たしている役割は大きい。国の療養病床大幅削減の方針に湯沢町保健医療センターも苦慮しているようであるが、町としてもそれへの対応策を考えるべきと思うが如何か。

町長答弁

国の削減計画が流動的であることから、慌てることなく慎重な対応をしたい。削減の期限までまだ3年以上の余裕があるので、国の

動向をよく見ながら、町立病院は療養を必要とする町民のニーズに応えられる施設にしていきたい。



国の療養病床削減に対して町は対応を考えているか(特別養護老人ホーム ゆのさと園)



半澤利貞

がん治療施設誘致は 歓迎するが…

質問

今年の7月9日丸ビルホールで行われた重粒子線がん治療と放射線防護の一般講演会に行ってきた。

ノリタ跡地に誘致したいと町は、土壌汚染調査に500万円の予算を提案、議会はこれを通した。8月26日議会と職員に説明がなされ、夜は堰場&中子地区の住民に説明会が行われた。

翌日は新聞に大きく報道された。死地となっているノリタ跡地に最先端の医療施設が来てくれる事は、湯沢の付加価値を高めるためにも千載一遇のチャンスと歓迎するが手続きに不透明な点(町長・総務課長が湯沢病院に事業の説明に伺ったのに地域でもない病院の院長が参加して詰問。進出事業者と角谷整形外科の先生・湯沢病院の院長と事前説明をされなかったのか。)

更に団体や人物のリサーチをどのようにしたか伺います。

町長答弁

角谷整形外科の先生は地域の医師会会長であり理解して頂いたが配慮の足りない部分もあった。

団体や人物については14日の町民説明会で明らかになると思われる。特区の申請中であり申し上げられない。



ノリタ光学跡地



南雲和夫

事業系生ゴミを 資源として堆肥化を

温暖化は地球規模に拡大し、CO₂の排出量削減は時代の命題となっている。

バイオマスタウン構想のエネルギー資源化は、廃棄物の減量化と併せ自然環境にやさしい循環型社会を形成して行く観点からも早急な取り組みが必要であるが、町の特性として旅館や飲食店から発生する生ゴミは有機肥料としてリサイクルすることで作物生産者に還元し、そこから生み出される消費者への食の安全、安心の提供することは、観光立町に付加価値を生むこととなる。また、生産者の意欲を高め、ブランド化や販売所の設置等の新たな事業展開が考えられる。

ゴミの減量化は個々の意識の課題でもあり、南魚沼

市の処理施設までの距離と時間を考慮すればコスト削減が図られ町民の利便と利益につながる。実態に即した検討を進める必要があると考えるが。

質問

1. バイオマスタウン構想の実現はいつ頃か。
2. リサイクル施設を推進する考えは。
3. 堆肥の無料化と、過分な量の他市町への有償提供の考えは。
4. 施設の官民共同運営の考えは。

町長答弁

1. 湯沢町の構想を十分に考慮した中で、南魚沼市、十日町市が構想をまとめていることから、市と連携をしていくことが必要で

あり、現実的には相当な時間が必要と考えている。

2. 木質固形燃料化は既に十日町市に民間のプラント製造施設があり、南魚沼市でも民間企業で工場施設建設の計画があると聞いている。連携し相互利用することが懸命と考えている。

3. 販売先を確保することよりも重要な経営戦略となることから、町内にだけ固執することなく、広く検討していく。

4. 構想の事業化計画策定や実施設計等の検討には、コスト、収支計算、販売先等を十分に考え事業化しやうていけるかということが重要な要素となる。実績のある民間企業が協力をしてくれることは大歓迎である。

質問

構想が負担と受益との関係で、住民の求めているものと差異があるとしたら考え直すことも必要である。過大な負担が発生するとして、将来の福祉政策の足かせとなり、「身の丈」にあつた判断も考えていかざるを得ない。試算状況はどうなっているか。

産業観光課長答弁

二市も骨子がまとまった段階であり、私どもが委託をしたところと同じ日本有機資源協会が策定作業をしている。事業計画及びその先の実施計画を待っている段階である。

町長答弁

町民がより有利になることを優先に考えていきたい。

質問

ボランティア、NPOの支援体制について

5年後10年後の地域ゴミ

ユニティのあり方や互いに助け合える官民協働による住民参加の町づくりを展開するためにも、自発的に使えるファンドの創設が必要と考える、将来像も含めての考えは。

町長答弁

行政の手の届かないところでの活動や、地域住民が望んでいるさまざまな分野の活動を通じ地域の安全と活性化に努められていることに、感謝と敬意を表するものであります。

現段階での基金の創設は考えておりませんが、制度と取り組みは時代要請で必要となつてくると考えられますので、行政としても常に研究をしていきたい。



南雲 正

質問

最先端がん治療施設をノリタ光学跡地に誘致し、それに伴うスーパー特区の申請を湯沢町が行うという発表があった。あまりにも唐突で、事業内容が明確でないことから、8月26日提案者である(医)桂仁会理事等3名が議員、町幹部職員に対する説明会を行った。8月11日の議員協議会での説明と提案者や財団の名称、代表、特区の申請者等が変わり、特区申請のメンバー、新設される財団の組織、施設の建設計画、資金計画等が明示されず、質問に対しては明確な答弁もなく、資金計画もずさんな見通しであり信頼できるものではなかった。提案者が開設した茨城県の医療福祉センター

最先端がん治療施設の誘致には慎重な対応を

は竣工式に町長が出席し、広報ゆざわで絶賛していたにも係わらず今だ稼働していない。中心的人物の経歴等のふれこみが事実と大きく異なること、このプロジェクトは口頭だけの説明で書類の提出も無い状況を勘案すると不安がいつぱいである。雇用機会の創出、地域経済の活性化には期待できるものであるが、町民の財産である町有地の売却等、本当に信頼できることが確認されてから対応すべきであり、当計画に対してあらゆる調査を行い、慎重に対応すべき責任があると思うが町長の見解を伺う。

町長答弁

言われているようなことを私は聞いていない、南雲議員とは考え方が違う。町民の皆さんに迷惑をかけるためにしているわけではな

い。提案者、財団代表者の変更については私がこの場で言うことは差し控えたい、14日の説明会で本人に直接聞いて欲しい。

質問

スーパー特区の申請期限は9月12日であり、財団申請も8月中に行い、メンバー、内容等は8月末までに発表するということであるが、9月14日の町民説明会で発表すると先延ばしになっている。なぜ事前に町議会に発表できないのか。また施設が稼働し運営されて、初めて地域経済の活性化が図られる。茨城の施設のような形態が生じたら誘致の意味が無い。町民説明会には必ずメンバー、計画等の資料を提出して欲しい。

町長答弁

スーパー特区の申請メン

バー、内容の資料は全部出てきているが、国策で進めているので事前公表は出来ない。9月12日の申請が終了しだい町に届けられることになっているので待つて欲しい。財団の組織メンバーも14日の説明会で発表される。

質問

大源太エリアをお客様のニーズにあった環境に

自然に遊ぶ観光が脚光を呼び、毎日数台の観光バスが訪れる大源太エリアは夏場3万人近い人が訪れる。服装等の関係と物販が少ないことから、何も楽しむことなくバスですぐ帰ることが多く、連れてきてくれたバス会社、旅行者や訪れたお客様の期待を裏切る結果となっている。

体験工房での物販、営利行為が

出来ないという縛りを早急に取り除くこと、大源太湖の水辺や周遊コースを誰もが楽しめる環境の整備等、お客様の目線にあった環境の整備を行い、大源太エリア全体を自然公園として位置づけ、夏観光の拠点としての展開を求める。

町長答弁

言われたことを踏まえて、お客様の目線に立つての整備を産業観光課で対応したい。体験工房の縛りの解除については国、県と折衝し地域が生きられるように対応したい。



稼働していない宮山公園医療福祉センター(茨城)



柿崎直治

がん治療施設誘致に 関する諸問題について

長年の懸案であったノリタ光学跡地の有効活用という点では今回のがん治療施設の誘致に関しては賛成は致しますが、しかし、8月26日議員及び執行部の班長以上が出席して行われた施設の概要及び建設等に関して、事業主体である桂仁会側からの説明はただ口頭のみで、施設の概要、事業計画書、資金計画書、放射線施設に係る安全性の資料など書面による資料は一切提出されず到底納得のゆく説明会ではありませんでした。また、ノリタ光学跡地の所有権移転登記を今年度中に済ませたいとの桂仁会側の要望に対しても、数億円かかるといわれる汚染処理費用は町が負担しなければならぬことを考えれば、明確な事業計画を示さないのになぜ土地の売買を急ぐの

か、甚だ疑義を感じているところであります。ノリタ光学跡地は町民一人一人の大切な財産です。その大切な町民財産が全町民の利益になるような正しい活用を真剣に考え、議論するのが議会であり、負託を受けた議員の重い責務であると私は考えております。そこでこの問題に対して以下に質問します。

質問

町長は昨年10月から桂仁会側と接触を始めたと報告したが現在までの経緯を伺う。

町長答弁

昨年10月に桂仁会側の西村氏、丸茂氏と話をすることで興味を持ち話が固まってきたことから本年6月7日に関係者から役場に來ていただき副町長、総務課長に説明。7月4日に全員協議会を開き重粒子線施設建設

の説明を行った。8月にはスーパ一医療特区申請と財団本部を湯沢に設立していただきたいとの打ち合わせを行うと共に議員、班長以上の職員と地元町内会に施設建設の説明会を行った。9月14日には全町民、医療関係者に説明を行う予定です。

質問

施設誘致に関する諸問題は総務課長を中心とした総務課内の4名編成で取り組んでいるとのことだが、なぜ全課長をプロジェクトチームに入れて合意形成で取り組まなかったのか。

町長答弁

全課長を入れたプロジェクトを組むか、動ける人だけで組むかは庁内の問題です。課長会議でこういう形でプロジェクトを組んでやっているという報告はしている。

質問

過日の説明会で施設の概要、事業計画書、資金計画書、財団法人の構成メンバーの公表など各資料の文書での提出を要求したが提出されなかった。何はさておき先ず始めにこれらの資料の提出を相手方に求めるのが町長の仕事である。これらの資料の提出を来たる9月の町民説明会に用意できるか。

町長答弁

資料提出は当然相手方に言っているが揃わなかったということ。財団につきましましては9月14日の町民説明会に構成員を紹介することになっていきますので決定している事項に関しては町に資料を提出してもらい皆さんに公表するつもりであります。

質問

当初の事業主体は医療法人桂仁会であったが8月の議員協議会では運営団体は桂仁会・町・南魚沼市・県と第三者的な財団を作りたいと言っている。一体どちらがこの事業の主体者にな

るのか、また南魚沼市の考えはどうか。

町長答弁

配布された文書にそう書いてあればたぶんお愛想だろうと思っております。私は本気で県や南魚沼市に仲間になってくれとはいっていません。魚沼市には施設の説明はしてあります。財団についても話していません。知事にも言っておりません。

質問

ノリタ光学跡地の土壌再調査のための500万円の補正予算にははつきりした事業計画が示されない今の段階では売却のための再調査の必要はないと私は反対した。土地が下落している現在では汚染処理費の方が売買金額を上回ることも考えられる。このことについて伺う。

町長答弁

これから新財団との間で売買契約の話もしていくことになるが売買金額が汚染処理費より下回っても将来の経済効果のためには企業誘致を優先すべきと考えております。



今村 定一

中学1年を3クラスにせよ

質問

2クラスとなった中学1年の現状について。1学期が終わった今でも学習面やクラス運営において、問題が生じてはいないと認識しているのか、また教育委員会としてもこの現状を認識して問題は無いとしているのか伺う。

教育長答弁

現状で承知しているところではMRI学力テストの結果は全国平均並である。しかし理解できている生徒としない生徒の差が激しい、特に理解力に劣ると思われる生徒が目立つ。1学期の期末テストや基礎テストの結果に反映している。個人差の激しいのが特徴でもある。生活面では基本的

生活習慣が身に付いていない生徒、多動性注意欠陥障害なども懸念される生徒も増えている。こららは2クラスだからという問題ではないが、学校、保護者と連携を密にして対応していきたい。教育委員会としては今後の学校訪問を通じて現状認識し、将来対応について検討をしていきたいと考えている。

質問

教育委員会として学校訪問をしていないことには疑問が残りますが、何故か、また教育長としては学校を通じてこの問題を協議しているのか。

教育長答弁

学校訪問は春が恒例でしたが、今年は町長からの諮問を受けての答申を重要課

題として取り組んできましたので、答申後に実施の予定であります。直接の協議はしていませんが、学校内では協議されているようです。その中で人数が多くて大変だとの認識はあるようですが、3クラスになったら、個々の対応や先生の負担はより重くなると考えているようです。委員会の訪問を通じて十分な協議の中で方針を考えていきたい。

支援学級の充実を

質問

町の障がい者教育の拠点を湯沢小学校に置いていることは承知している。学級の将来像をどのように描いているかが見えていない。保護者も町民も安心して見守れる姿を示すべきである。開設条件の定員、担任教諭

資格、認定講習の斡旋、介助員の研修等々の方向性についてどのように考えているのか。

教育長答弁

学級の維持については、増えてもいなくなることは無いので現状維持でいけると思う。担任教諭の資格について今後は支援学校教諭免許取得者が理想ですが現状では大変難しい。普通教諭の支援学校認定講習受講は、先生方個々の認識であって、町として命令は出来ない。介助員についても同じ考えであります。

質問

出来ない規定ばかりの話では、充実の観点からすれば寂しい限り。教育委員会として出来る規定を用い、先生や介助員に対して積極的に支援が出来るような町独自の支援策を講じてこそ、児童、保護者、社会から信頼されるもの。前向きな

考えを。

教育長答弁

先生や臨時職員の研修については現状では大変難しい課題であります。方向性については、今後協議をする中で見出して行きたいと考えてます。



湯沢小学校

この人に会いました



湯沢町観光協会専務理事
上村信男さん
(湯沢町神立)

・専務理事の就任に当たり
抱負をお願いします

8月1日より勤めています。白井前会長のご逝去と新協会長の選任、駅構内の広域観光情報センター開設や役場第一分館への事務所移転、加えて各イベントの開催などがあり、大変忙しい日が続いています。そんな中、この職務のやりがいと重要性を日々痛感しております。微力ではありますが、過去の経験を生かし、町観光の活性化と発展に寄与できればと考えています。

・簡単にプロフィールを聞かせてください

神立の出身で六日町高校を卒業の後、東京で4年間の学生生活を含め10年間を過ごしました。昭和54年に地元へ帰り、ニューオータニリゾートに入社。以来26年間、湯沢や長野・富山両県にあるグループホテルに勤務し、その内15年間は支配人職でした。退職後は金融機関の招聘で長野県蓼科地方のホテルで経営企画を担当し、湯沢の旅館で仕事をした後、現職に就きました。

・観光産業の低迷が続いています。特にスキーシーズンの動向に不安があります
が、それらの対策は

当町観光の核のひとつが冬季スキー観光にある点は紛れもない事実であり、極めて重要だと認識しています。業界低迷の要因は、経

済環境の他、少子高齢化やグローバル化、消費動向の変化と多様化等、多岐にわたると考えています。沖縄や都市観光などは過去にない隆盛を迎えており、同様に、他にも発展を遂げている地域が多くあります。

当湯沢町は前述の雪とスキーをはじめとした多くの観光資源を保有しています。また、我々が持つ優位性は交通アクセスや立地性だけでなく、現在の旅行ニーズやキーワード、具体的に健康や癒し・感動・体験などにフィットした資源と環境が多くあります。

先日知った言葉に、自助・他助・官助と云うものがあります。正に、全町民が一体となつて知恵を出し合い協働することが、今、求められていると思います。

・雪国観光圏が認定されましたが、今後の取組みはどう考えますか

この10月に発足したばかりの官公庁の目玉事業で、

補助金などの各種支援が受けられる制度ですが、当町にとっても近隣地域にとっても意義深い決定です。

特に、他県を含む7市町村の参画は他には類を見ないもので、自治体の枠組みを超え、雪国の特色を生かした観光地作りを目指す画期的な施策です。それだけに事業の推進には多くの労力が必要ですが、参画市町村の官民挙げた協力で、実りあるものにしていかねければならないと考えます。

・インタビューを終えて

明日から九州へ修学旅行の誘致のために出張するという、忙しい中を快く応じていただきました。笑顔のすばらしい穏やかなお人柄でした。湯沢町観光の再生、発展のために牽引役として頑張っていたいただきたいと思います。

広報常任委員会 森下 昌次

田村 正幸

編集後記

「絆（きずな）」

日本一の成人式

真夏の「湯沢町成人式」が8月14日公民館で行われた。式典の後、新成人が企画した「I♡Y湯沢人」でよかったをメインテーマにしたイベントに参加した。湯沢に生まれ、地域に育てられてきたことへの感謝と自分たちが湯沢人であったかと思えるような未来を築いて行きたいという決意のもと、新成人が20年間を振り返り、家族とのかかわりを通じた感謝の気持ちをかめた家族への手紙が発表され、会場にきた家族に渡された。

お互いに抱き合い涙する感動的な場面は、家族との絆を再認識させられた。家族や地域との絆が希薄になり、成人式での若者の傍若無人な振る舞いが、全国的な問題となっていることを払拭させる素晴らしい成人式だった。家族、地域に感謝し、ふるさと湯沢をこよなく愛することからスタートする君たちの未来に大きな期待をかけた。そして日本一の成人式を自らの手で企画し、実践した新成人の皆さんに絶賛の拍手を送りたい。

広報委員 南雲 正

編集

湯沢町議会

広報常任委員会